

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために -  
保育所・認定こども園の対応について

令和2年8月3日付  
三股町福祉課

**I. 日頃からのお願い**

- ・利用前に、発熱または咳や咽頭痛などの呼吸器症状（「発熱等」という）がある場合は、利用を控えてください。
- ・引き続き、保育所・認定こども園（以下「施設」という。）で実施している感染拡大防止策へのご理解とご協力をお願いします。  
また、施設利用時間外にあっても、身体的距離の確保、3密回避や感染流行地域への往来は控えるなど、新しい生活様式の実践についてあわせてご協力をお願いします。
- ・児童が濃厚接触者と判断された場合は、速やかに施設へ連絡してください。

**II. 感染者等が発生したときの対応**

**【① 施設を利用する児童または勤務する職員が感染した場合】**

- ・当該施設は、当面の間（原則3日間）、休園します。
- ・休園からの再開時期は、濃厚接触者の特定やPCR検査の結果のほか、関係機関と協議の上で決定します。したがって、休園期間は延長になることがあります。
- ・当該児童・職員が施設の利用・勤務を再開できるのは、医師等の許可が得られた日以降となります。

**【② 施設を利用する児童または勤務する職員が濃厚接触者に特定された場合】**

- ・当該施設は、原則として、通常どおり開園します。
- ・当該児童・職員は、PCR検査の結果に関わらず、感染者と接触した日から14日間の登園停止となります。

**【③ 休園期間中・登園停止中のお願い】**

- ・休園期間中・登園停止中は、感染拡大防止のため、原則として、他の施設で実施される一時預かり、病児保育のほか、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、児童発達支援事業所等の利用は自粛してください。

※ 休園期間中・登園停止中の保育料等は、減免になります。

※ 対応方針は、宮崎県の定める警報レベルのほか、感染症の発生経緯や地域の感染拡大状況などに応じ、変更することがあります。

※ 人権に配慮した対応とします。